

議案第6号

北上市職員の特殊勤務手当条例等の一部を改正する条例

(北上市職員の特殊勤務手当条例の一部改正)

第1条 北上市職員の特殊勤務手当条例(平成3年北上市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に、防疫作業手当を支給する。この場合における手当の額は、第11条の規定にかかわらず、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその感染疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に、防疫作業手当を支給する。この場合における手当の額は、第11条の規定にかかわらず、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその感染疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 北上市国民健康保険条例(平成3年北上市条例第101号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第5条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第5条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（北上市中小企業県制度融資利子補給基金条例の一部改正）

第3条 北上市中小企業県制度融資利子補給基金条例（令和2年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウ</u></p>

第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した市内の中小企業者のうち、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく普通小口資金及び小規模小口資金、いわて起業家育成資金貸付要綱（平成9年4月1日岩手県制定）に基づく創業資金、岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金又は岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱（令和2年4月1日岩手県制定）に基づく新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付けを受けたものに対して市が行う利子の補給に要する経費に充てるため、北上市中小企業県制度融資利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

イルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により経営が悪化した市内の中小企業者のうち、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく普通小口資金及び小規模小口資金、いわて起業家育成資金貸付要綱（平成9年4月1日岩手県制定）に基づく創業資金、岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金又は岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱（令和2年4月1日岩手県制定）に基づく新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付けを受けたものに対して市が行う利子の補給に要する経費に充てるため、北上市中小企業県制度融資利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月10日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。